

産業廃棄物処分業許可証

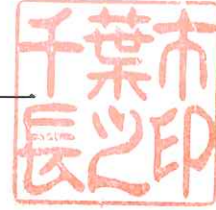
住所 千葉市美浜区浜田二丁目30番

氏名 市原清掃事業 株式会社

代表取締役 市原 秀一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊



許可の年月日 令和元年8月3日

許可の有効年月日 令和6年8月2日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 圧縮施設による中間処理
- イ 破碎施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 圧縮に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 金属くず、
- (エ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上4品目

イ 破碎に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯に限る）を含む）、
- (イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、
- (オ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯に限る）を含む）、
- (カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯に限る）を含む） 以上6品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市美浜区浜田二丁目22番 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年8月3日 新規許可

令和元年7月9日 更新許可

令和3年9月30日 変更届出（溶融施設の廃止、保管施設の変更）

令和5年4月24日 変更届出（保管施設の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記 1

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
圧縮施設 (廃プラスチック類) (木くず) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成13年5月2日)	5.28 t/日 69.92 t/日 22.48 t/日 25.2 t/日	1	千葉県美浜区浜田二丁目22番
廃棄物保管施設(処理前) (廃プラスチック類、木くず、金属 くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず)	保管面積 27m ² 保管容量 54m ³ 保管高さ ————— 保管上限 54m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (廃プラスチック類、木くず、金属 くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず)	保管面積 22.5m ² 保管容量 51.1m ³ 保管高さ ————— 保管上限 51.1m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (金属くず)	保管面積 6.84m ² 保管容量 13.7m ³ 保管高さ ————— 保管上限 13.7m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ————— 保管上限 8.1m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (廃プラスチック類、木くず、金属 くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず)	保管面積 13.5m ² 保管容量 27m ³ 保管高さ ————— 保管上限 27m ³	1	
破碎施設(蛍光ランプに限る) (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず) (平成29年9月28日)	4 t/日	1	
切断破碎施設 (廃プラスチック類) (紙くず) (木くず) (繊維くず) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成21年10月26日)	4.48 t/日 18.72 t/日 58.72 t/日 12.8 t/日 18.88 t/日 26.72 t/日	1	
破碎施設 (廃プラスチック類) (木くず) (平成21年10月26日)	7.52 t/日 14.96 t/日	1	

廃棄物保管施設（処理前） （次の品目は水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）に限る） （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	6.84m ² 8.1m ³ ————— 8.1m ³	1	千葉県中央区浜野町1025番180、1025番179
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	6.88m ² 10.1m ³ ————— 10.1m ³	1	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	6.84m ² 8.1m ³ ————— 8.1m ³	2	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類）	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	6.88m ² 10.1m ³ ————— 10.1m ³	2	
廃棄物保管施設（処理前） （木くず）	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	6.84m ² 8.1m ³ ————— 8.1m ³	1	
廃棄物保管施設（処理前） （金属くず）	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	6.88m ² 10.1m ³ ————— 10.1m ³	2	
廃棄物保管施設（処理前） （ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	6.84m ² 8.1m ³ ————— 8.1m ³	1	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	59.76m ² 139.7m ³ ————— 139.7m ³	1	

別記2

- (1) 粉じんを飛散させないように散水を行うこと。
- (2) 処理施設に係る作業時間は午前8時から午後4時までとすること。